資料７

議題７　住民基本台帳の一部の写しの閲覧にかかる手数料について（東海市提出）

市名	（１）手数料を徴収しているか	【（1）で徴収している場合】 （２）減免する事例の有無	【（2）で「有」の場合】 （３）減免の基準
名古屋市	徴収している	有	名古屋市手数料条例 (手数料の免除) 第6条　市長は、特に事情があると認める者の請求による事務については、その手数料を免除することができる。
豊橋市	徴収している	無	
岡崎市	徴収している	有	事例としては、公的機関の閲覧
一宮市	徴収している	無	
瀬戸市	徴収している	有	瀬戸市手数料徴収条例第五条（減免）に該当する場合 (1)　官公署からの請求で、その公務上必要と認めたもの (2)　法令等により直接市に取扱いを命じたもの (3)　生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者から請求のあつたもの (4)　一般に周知させる必要があると認めたものの閲覧 (5)　その他市長が特に免除の必要があると認めたもの
半田市	徴収している	無	
春日井市	徴収している	無	
豊川市	徴収している	有	国又は地方公共団体の機関による閲覧の請求があった場合は、当市手数料条例第４条の規定（官公署の請求によるもの）に基づき、手数料を減免しています。
津島市	徴収している	有	津島市手数料条例第６条１項に基づき減免している。 →住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の２第１項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、手数料の全部を免除。
碧南市	徴収している	有	国又は地方公共団体の機関の職員の閲覧
刈谷市	徴収している	無	
豊田市	徴収している	無	
安城市	徴収している	無	
西尾市	徴収している	有	西尾市使用料及び手数料条例第７条(使用料及び手数料の免除）による
蒲郡市	徴収している	有	警察等の公的機関の申請は手数料を徴収していません。
犬山市	徴収している	有	犬山市手数料条例第６条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を減免することができる。 （１）官公庁から事務上の必要から請求のあったもの （２）市長が定める年金その他の給付の受給者の現況に関するもので、戸籍又は住民票による証明をするもの （３）前２号に掲げるもののほか、手数料を徴収することが不適当と市長が認めるもの
常滑市	徴収している	有	運用として、公的機関が直接、閲覧請求した場合
江南市	徴収している	有	江南市手数料条例第7条 市長は、生活保護法の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者その他特別の事情があると認められるものに対しては、手数料を減免することができる。 （事例：委託元が官公庁である場合は減免している。）
小牧市	徴収している	無	
稲沢市	徴収している	有	市長が特に必要と認めるもの（区長からの住民把握）
新城市	徴収している	有	新城市手数料条例第７条各号の規定による。 （実務として免除しているものは第２号の「官公署から事務上の必要により請求のあったもの」のみ。NHK等も徴収している。）
東海市	徴収している	有	東海市手数料条例第６条第２項に該当するか否か
大府市	徴収している	無	
知多市	徴収している	無	
知立市	徴収している	有	（１）公費の援助を受けるものが援助を受けるために請求するもの （２）営利を目的としないで、専ら公益のためにするもの （３）市長が特に必要と認めるもの 閲覧申請で減免でとあり、公益性が認められるものは無料としている。

議題７　住民基本台帳の一部の写しの閲覧にかかる手数料について（東海市提出）

市名	（１）手数料を徴収しているか	【（1）で徴収している場合】 （２）減免する事例の有無	【（2）で「有」の場合】 （３）減免の基準
尾 張 旭 市	徴収している	有	尾張旭市手数料条例 (手数料の無料) 第6条　次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を無料とする。 (1)　法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの (2)　官公署から請求のあつたもの(別表第1に掲げるものに限る。) (3)　公的年金給付の受給権者の生存に関するもので、その者の戸籍又は住民票の記載事項の証明をするもの (4)　前3号に掲げるもののほか、法令の規定により戸籍に関し無料で証明を行うことができるとされているもの 【※「別表第1」には「住民基本台帳の閲覧」を含んでいる。】 上記に基づき、官公署からの閲覧請求及び官公署が委託した民間企業からの閲覧請求を無料の取扱いとしています。
高　浜　市	徴収している	有	国・県からの申請、または委託者が国・県で手数料減免依頼の文書がある場合。
岩　倉　市	徴収している	有	岩倉市手数料条例第５条により、（１）官公署から公務上必要として請求のあったもの（２）生活保護法の規定に基づく生活扶助を受けているものから請求のあったもの（３）公的年金等の受給権者の生存に関するもので、当該受給権者の戸籍又は住民票の記載事項によって証明するもの（４）市長が特に必要と認めるものとなっています。 【申出事例】 ・自衛隊愛知地方協力本部：自衛官等の募集に伴う調査 ・一般社団法人新情報センター、消費者庁長官委託：消費者意識基本調査
豊　明　市	徴収している	有	「豊明市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領」による
日　進　市	徴収している	有	日進市使用料及び手数料条例 第6条　次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を無料とする。 (1)　法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの (2)　官公署から請求のあったもの (3)　市長が定める年金その他の給付の受給者の現況に関するもので、戸籍又は住民票の記載事項の証明をするもの
田　原　市	徴収している	有	現在減免しているものは、市内の自治会が防災台帳名簿等を作成するための閲覧で、田原市使用料及び手数料条例第６条に基づき免除しています。
愛　西　市	徴収している	無	
清　須　市	徴収している	有	清須市手数料条例第７条第２項 ・官公署から請求のあったもの ・公用で使用するもの ・市長が特に免除する必要があると認めたもの
北名古屋市	徴収している	有	北名古屋市手数料条例第７条第２項 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。 (1)　法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの (2)　官公署から請求のあったもの (3)　市長が定める年金その他の給付の受給者の現況に関するもので、戸籍又は住民票の記載事項の証明をするもの (4)　前3号に掲げるもののほか、手数料を徴収することが不適当であると市長が認めるもの 内閣府の調査を委託された民間会社が閲覧にくる場合などはどれにも当てはまらないため、手数料を徴収する。
弥　富　市	徴収している	有	国、地方公共団体等公的機関からの閲覧に関しては無料
み よ し 市	徴収している	有	みよし市手数料条例第7条1項2項を基準にしている。 【参考】みよし市手数料条例第7条1項 市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けているものその他特別の事情があると認めるものに対しては、手数料を減税することができる。 2項 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。 （1）法令の規定により無料で取り扱いをしなければならないもの （2）官公署から請求のあったもの （3）市長が定める年金その他の給付の受給者の現状に関するもので、戸籍又は住民票の記載事項の証明をするもの
あ　ま　市	徴収している	有	あま市手数料条例第７条に該当するもの（公的機関、生活保護者等）
長 久 手 市	徴収している	無	